

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの強化・充実に努めております。

(1)経営の基本理念である「行是」に従い、銀行業務を通じて「地域経済・社会の発展に貢献する」という地方銀行の公共的使命を常に念頭においた業務運営に努めます。

・行是

一 奉仕の精神の高揚

銀行の発展は、地域社会の繁栄とともにあることを認識し、つねに奉仕の精神の高揚につとめる。

一 信用の向上

銀行の生命は信用にあることを銘記し、つねにその向上につとめる。

一 和協の精神の涵養

和協の精神は、職務遂行の根幹であることを自覚し、つねにその涵養につとめる。

(2)当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の透明性およびプロセスの適切性を高めるとともに、地域社会、取引先および株主をはじめとする、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、全ての原則を実施することとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当行は、「株式の政策保有に関する方針」および「政策保有株式にかかる議決権行使基準」を定め、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5.(2)「政策保有株式」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#05>

【原則1 - 7】

当行は、関連当事者間の取引を行う場合の手続の枠組みについて、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」5.(1)「関連当事者間取引の手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#05>

【原則3 - 1】

(1)当行は、経営の基本理念として「行是」を定めるとともに、「中期経営計画」を策定し、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/company/keieihoushin.html>

(2)当行は、当行が実践すべきコーポレートガバナンスの基本的な考え方および行動の指針として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当行ホームページにおいて公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html>

(3)当行は、取締役の報酬等決定に関する方針および手続を定め、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(7)「取締役の報酬等」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

(4)当行は、取締役候補者の指名方針・手続等を定め、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(5)「取締役」、(6)「代表取締役の選任」、および(8)「監査役」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

(5)平成29年6月29日に開催された第133回定時株主総会において選任された取締役候補者の選任理由は、当行ホームページにおいて公表しております「第133回定時株主総会招集通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/ir/kabunushisoukai.html>

【補充原則4 - 1 - 1】

当行の、取締役会による経営陣に対する委任の範囲の概要については、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(2)「取締役会の役割等」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

【原則4 - 9】

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の要件を定めた「独立性判断基準」を制定し、当行ホームページにおいて公表しております

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(9)「独立性判断基準」に記載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

【補充原則4 - 11 - 1】

当行の、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(3)「取締役会の構成等」に記載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

【補充原則4 - 11 - 2】

当行の取締役の、他の上場会社の役員の兼任状況は以下のとおりであります。

【兼任状況】

・鎌田 宏
東洋刃物株式会社 社外取締役(監査等委員)
・氏家 照彦
東北特殊鋼株式会社 社外監査役
・杉田 正博
株式会社堀場製作所 社外取締役
・中村 健
株式会社高速 社外取締役(監査等委員)
・永山 勝教
株式会社カルラ 社外監査役

【補充原則4 - 11 - 3】

当行は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、毎年度末を基準として、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示する旨を定めております。

コーポレートガバナンス委員会の審議を経た後、平成29年5月12日開催の定時取締役会において、平成28年度の実効性に関する分析・評価を実施しました。

この中で、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認しております。

一方、取締役会における更なる議論の充実化・活性化を目指し、以下の事項を確認・共有しており、今後改善を図っていく方針であります。

- ・取締役会メンバーの構成の多様化
- ・経営上の重要事項に関する議論の更なる充実・活性化に向けた協議・報告事項の見直し
- ・社外役員がその役割を果たすために必要な情報提供機会の更なる充実

【補充原則4 - 14 - 2】

当行は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(11)「取締役および監査役の研修等の方針」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

【原則5 - 1】

当行は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針について、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」6.(1)「株主等との建設的な対話に関する方針」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#06>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	18,928,521	4.93
日本生命保険相互会社	15,431,681	4.02
住友生命保険相互会社	15,412,000	4.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,795,888	3.86
第一生命保険株式会社	12,275,200	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,961,000	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,303,000	2.68
東北電力株式会社	8,478,876	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,831,000	2.04
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,727,183	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	19名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
杉田 正博	他の会社の出身者													
中村 健	弁護士													
鈴木 敏夫	他の会社の出身者													
山浦 正井	他の会社の出身者													
若生 正博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

杉田 正博		<p>当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程等に定める独立役員に選定しております。</p> <p>杉田正博氏は当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p>	<p>主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。</p>
中村 健		<p>当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程等に定める独立役員に選定しております。</p> <p>中村健氏および中村健法律事務所は当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p>	<p>長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。</p>
鈴木 敏夫		<p>当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程等に定める独立役員に選定しております。</p> <p>鈴木敏夫氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北電力株式会社は当行の株主ですが、平成29年3月31日時点で議決権保有割合は2.30%であって独立性に懸念はないと判断しております。</p>	<p>地方銀行の社外監査役としての実務経験のほか、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験や幅広い見識を有していることから、当行の社外取締役に適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。</p>

<p>山浦 正井</p>		<p>当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程等に定める独立役員に選定しております。</p> <p>山浦正井氏および同氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。山浦正井氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、当行と社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>山浦正井氏は、当行の取引先である仙台市および株式会社仙台ソフトウェアセンターの出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、株式会社仙台ソフトウェアセンターは、行政機関と民間企業などの共同出資によって地域情報化の推進および地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は2.15%を出資しております。同社との間には、預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>株式会社仙台ソフトウェアセンターでは、当行の元役員が社外取締役を務めており、当行と同社は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって山浦正井氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い見識のほか、直接企業の経営に関する経験を有していることから、当行の社外取締役に適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。</p>
--------------	--	--	--

若生 正博		<p>若生正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>若生正博氏は、当行の取引先である宮城県の出身者であります。当行は宮城県に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っておりますが、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>若生正博氏が代表取締役社長を務める株式会社テクノブラザみやぎは、行政機関と民間企業などの共同出資によって事業者の支援等を通じた地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は3.45%を出資しております。同社との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p> <p>株式会社テクノブラザみやぎでは、当行の元役員が社外取締役を務めており、当行と同社は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって若生正博氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>若生正博氏が理事長を務める公益財団法人みやぎ産業振興機構は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人みやぎ産業振興機構との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。</p>	<p>地方行政に長く携った豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。</p>
-------	--	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行うものとしております。

当該使用人は専ら監査等委員会の指揮命令に従うこと、および当該使用人の考課、異動等、人事に関する事項の決定については監査等委員会の事前の同意を得ることを「内部統制基本方針」に規定することにより、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人から監査計画を受領し、監査の実施状況、監査に関する報告を求めるほか、必要に応じ会計監査人の監査への立会い等を実施いたします。このほか、監査等委員会と会計監査人との定期的会合を開催し、会計に関する情報などの意見交換を行ってまいります。

また、監査等委員会は、内部監査部門から取締役会に付議する内部監査計画を事前に受領し、検証・同意を行うほか、効率的な監査を実施するため、内部監査部門から監査結果の報告を受領すること、および必要に応じ内部監査部門に対して調査を求めることができる体制としております。このほか、監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行ってまいります。

・会計監査人について

当行は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任し期中を通じて監査を受け、適正な会計処理と経営の透明性確保に努めております。会計監査業務を執行した公認会計士は、菅博雄氏、小暮和敏氏、木村大輔氏の3名であり、継続監査年数はいずれも公認会計士法の規定に定める7年以内となっております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士補等3名、その他26名であります。

なお、直前事業年度における当行の有限責任監査法人トーマツへの公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づく報酬は84百万円（当行72百万円、連結子会社12百万円）であります。（金額には、消費税及び地方消費税を含まない。）

・内部監査部門について

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。平成29年3月末現在の在籍行員は33名であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	6	0	4	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	コーポレートガバナンス委員会	6	0	4	2	0	0	社外取締役

補足説明

当行は、経営の透明性およびプロセスの適切性をより一層高め、企業統治機能の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

コーポレートガバナンス委員会の概要については、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.(10)「コーポレートガバナンス委員会の設置」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03>

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

5名

その他独立役員に関する事項

(1) 当行は、社外取締役を5名（うち監査等委員である社外取締役3名）選任しておりますが、全員を国内証券取引所の規程等に定める独立役員に選定しております。

(2) 当行は、以下のとおり、社外取締役の独立性の要件を具体的に定めた「独立性判断基準」を制定しております。

<独立性判断基準>

当行において独立役員とは、法令が定める社外役員の要件および東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準を充足し、かつ、現在または最近(注1)において以下の各号のいずれにも該当せず、当行の株主と利益相反の生じるおそれがない者とする。

- A. 当行を主要な取引先とする者(注2)、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- B. 当行の主要な取引先(注3)、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- C. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家
- D. 当行を主要な取引先(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、または法律事務所の社員等
- E. 当行の主要株主(注4)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- F. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付金を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- G. 次に掲げる者(ただし、重要な者(注5)に限る)の二親等内の親族
 - a. 上記A.～F.に該当する者
 - b. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等

注1. 最近: 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

注2. 当行を主要な取引先とする者: 当行との取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

注3. 当行の主要な取引先: 当該取引先との取引による収益が、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上である先をいう。

注4. 主要株主: 総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

注5. 重要な者: 会社の役員・部長またはこれに相当する者、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などという。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業務執行取締役および執行役員の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、経営計画等の達成度に応じて当行株式の交付を行う「業績連動型株式報酬」の導入を決議いたしました。

また、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対し当期純利益の水準に連動して支給する「業績連動報酬」の報酬限度額を、定時定額報酬である「基本報酬」とは別枠で年額9千万円とすることを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

・役員報酬等の総額

直前事業年度に支払った当行の取締役、監査役および社外役員に対する役員報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)453百万円(使用人兼務取締役の使用人としての報酬72百万円を除く)、監査役(社外監査役を除く)45百万円、社外役員20百万円であります。

・役員ごとの報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員報酬の決定方針および決定方法

(1) 当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定めております。具体的な年間の報酬限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額が、定時定額報酬である「基本報酬」として年額270百万円、「業績連動報酬」として年額90百万円、また、監査等委員である取締役の報酬限度額が、定時定額報酬である「基本報酬」として年額80百万円となっております。また、業務執行取締役については、この報酬限度額とは別枠にて、経営計画等の達成度に応じて当行株式の交付を行う「業績連動型株式報酬」の導入を株主総会で決議しております。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、「取締役報酬等規定」および「株式交付規定」を定め、透明性および公正性を勘案し、以下のとおり適切に運用しております。

A. 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高める観点から、定時定額報酬である「基本報酬」、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値との連動性を有する「株式報酬」の3つで構成しております。

B. 社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等については、透明性および公正性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたしております。なお、コーポレートガバナンス委員会における審議結果は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等にかかる監査等委員会の意見陳述権を制約しないこととしております。

(4) 監査等委員である取締役の報酬等は、独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。報酬等の決定については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議において決定いたしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役の意思決定機能および監督機能を確保するため、取締役会の事務局である総合企画部が議案の事前説明を行うとともに、行内通達や行内規定などを閲覧できる環境を整備するなど、適宜情報の共有化を図っております。

監査等委員である社外取締役については、監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は、監査等委員会の指示に従い、その職務を行うものとしております。

また、監査等委員である社外取締役に対する情報伝達の徹底のため、監査等委員会監査等基準において、常勤の監査等委員を含む他の監査等委員である取締役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを通じて、企業価値の向上に取り組んでまいります。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)14名(うち社外取締役2名)、及び監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)の計19名(全員が男性)で構成されており、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、代表取締役、常務取締役等で構成し、原則週1回開催する常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。また、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る観点から、執行役員制度を導入しております。さらに、経営の透明性およびプロセスの適切性をより一層高め、企業統治機能の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

監査等委員会につきましては、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、取締役の職務の執行の監査及び取締役会の監督機能の監視を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」の設置、および「監査等委員である取締役」に対する取締役会における議決権の付与などを通じて、取締役会および業務執行者に対する監査機能等の強化を図っております。

また、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することによって、意思決定の迅速化を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の第133回定時株主総会の招集通知を平成29年6月6日(23日前)に発送しております。また、平成29年6月1日(招集通知発送の3営業日前)に、当行ホームページへの掲載を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	当行が指定する議決権ウェブサイトからインターネット(携帯電話を含む)による議決権行使を可能としております。なお、議決権行使期限は株主総会の前営業日の午後5時としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年6月26日開催の第131回定時株主総会より、招集通知の一部を英訳し、当行ホームページおよび東証適時開示情報伝達システムに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにて「ディスクロージャーに関する考え方」を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、主に証券会社を通じて、宮城県内にて個人投資家向けの会社説明会を開催しております。(平成28年度は計3回開催し、延べ256名が参加)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、東京にて説明会を開催しております。(平成28年度は6月と12月に開催し、延べ241名が参加)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が海外現地を訪問し、投資家への個別説明等を実施しております。(平成28年度は計2回実施し、アジア・欧州の投資家と面談)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、会社説明会資料等を掲載しております。 (http://www.77bank.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本理念である「行是」において、地域社会への貢献について明確化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行では、地域の自然環境を保全し環境負荷の軽減を図る取組みを積極的かつ継続的に推進するため、「環境方針」を制定しております。また、お客さま向けに環境保全活動や社会貢献活動を支援する金融商品・サービスを取り揃え、地域社会への貢献にも努めているほか、クールビズ、ウォームビズの実施、照明の間引き等の節電対策の徹底、LED照明等省エネ型設備の導入、リサイクルの推進などにより環境保全に努めております。 継続的な取組みとして、チャリティコンサートの開催、市街地の清掃活動、社会福祉施設等への募金活動を通じた寄付、企業献血、小中学生向けオーケストラ演奏会、当行野球部等による地域におけるスポーツ技術指導等を通じて地域社会への貢献をはかっております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」4.「情報開示」に記載しております。
(<http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#04>)

その他

<女性の活躍推進に向けた取組み>
当行の管理職に占める女性の割合は、平成29年3月31日時点で11.6%（130名）となっております。
当行では、女性のさらなる活躍推進を図る観点から、平成25年8月に「女性活躍推進ワーキンググループ」を設置しております。また、平成25年11月には、「キャリア形成・能力開発支援への取組強化」、「仕事と家庭生活の両立支援への取組強化」、「女性行員からの意見の積極的活用」を柱とする女性の活躍推進に向けた取組みにかかる基本方針を策定しております。
なお、平成29年1月より、性別を問わず様々な意見を集約し、施策に活かしていく観点から、「女性活躍推進ワーキンググループ」に代えて「ダイバーシティ推進ワーキンググループ」を設置し、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進に向けた施策を企画・検討しております。
また、女性がキャリア・アップに対する意欲を高め、いきいきと仕事に取り組むとともに、個々人の能力を最大限に発揮して活躍できる職場環境の整備を行う観点から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を平成28年3月に策定しております。主な内容については、以下のとおりです。
【計画期間】
平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間
【目標】
(1)女性の管理職を140名以上にする
(2)女性の融資グループに属する人数を130名以上にする
(3)年次有給休暇取得率を60%以上にする

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会の決議により定めております。

(1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
- B. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。
- C. 当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各店毎にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者置く。
- D. 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- E. 当行は、役員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- F. 監査等委員は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めるときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- G. 当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- H. 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- I. 当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A. 当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。
- B. 当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。
- C. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A. 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。
- B. 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- C. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。
- D. 当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- a. 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
 - b. 当行は、子会社と定期的もしくは必要に応じて会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。
- B. 当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。
 - b. 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。
 - c. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。

C. 当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

D. 当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
- b. 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- c. 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の当行の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) 当行の監査等委員会の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

A. 当行の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人は、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- b. 取締役および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

B. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- a. 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、報告を行う。
- b. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

A. 監査等委員会への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。

B. 監査等委員会に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

A. 当行は、監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

B. 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 監査等委員は、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。

B. 監査等委員会は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人に対して説明を求めることができる。

C. 監査等委員会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当行は、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断することを目的として、以下のとおり「反社会的勢力への対応方針」を定めております。

A. 反社会的勢力排除に向けた社会的責任および反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

B. 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みは、子会社を含めグループ一体となって組織として断固たる対応を行う。

C. 反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切・異例な便宜供与は行わない。

D. 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携強化を図る。

E. 反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等、不当要求があった場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

A. 対応統轄部署および不当要求防止責任者の設置状況

当行では、コンプライアンス統轄部を反社会的勢力への対応にかかる統轄部署とし、反社会的勢力への対応にかかる行内諸規定の周知徹底、方策の立案、本部各部および営業店への指示・指導および反社会的勢力に関する適切な事前審査・事後検証の統轄等を行うこととしております。また、不当要求を防止するための責任者として、コンプライアンス統轄部長が反社会的勢力への対応全般を統轄することとしております。

B. 外部専門機関との連携状況

当行では、平素より警察、弁護士等への相談を実施しており、外部の専門機関との連携強化を図っております。

C. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当行では、コンプライアンス統轄部において反社会的勢力に関する情報の収集・集約・更新および子会社を含めたグループ一元管理を行うこととしております。

D. 対応マニュアルの整備状況

当行では、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力への対応方針について定めるほか、行内規定に対応手順等の詳細について定めております。

E. 研修活動の実施状況

当行では、法令等遵守に係わる実践計画に「反社会的勢力への対応態勢の整備・強化」を掲げ、態勢整備に向けた研修の実施に積極的に取り組んでおります。

以上

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

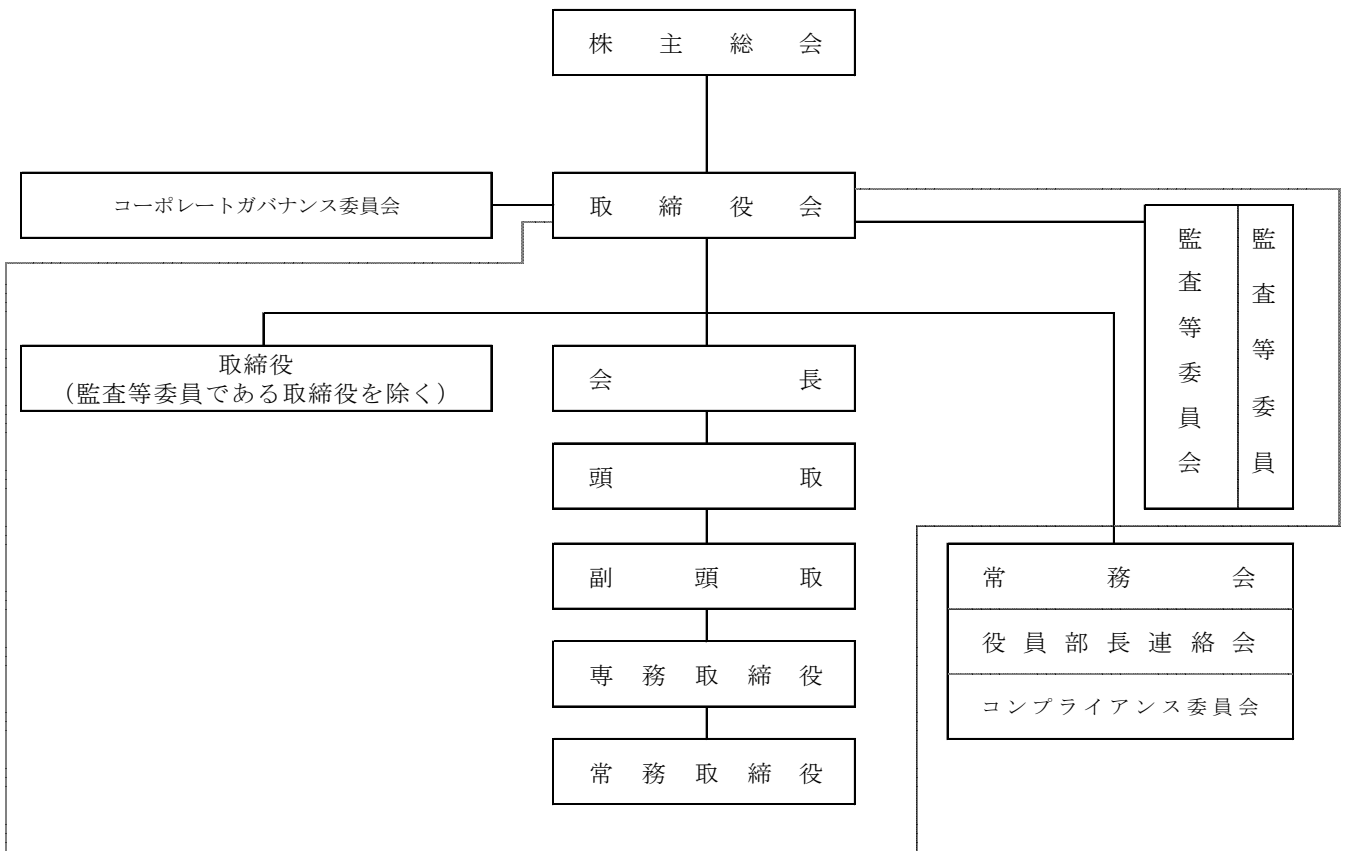
なし

該当項目に関する補足説明

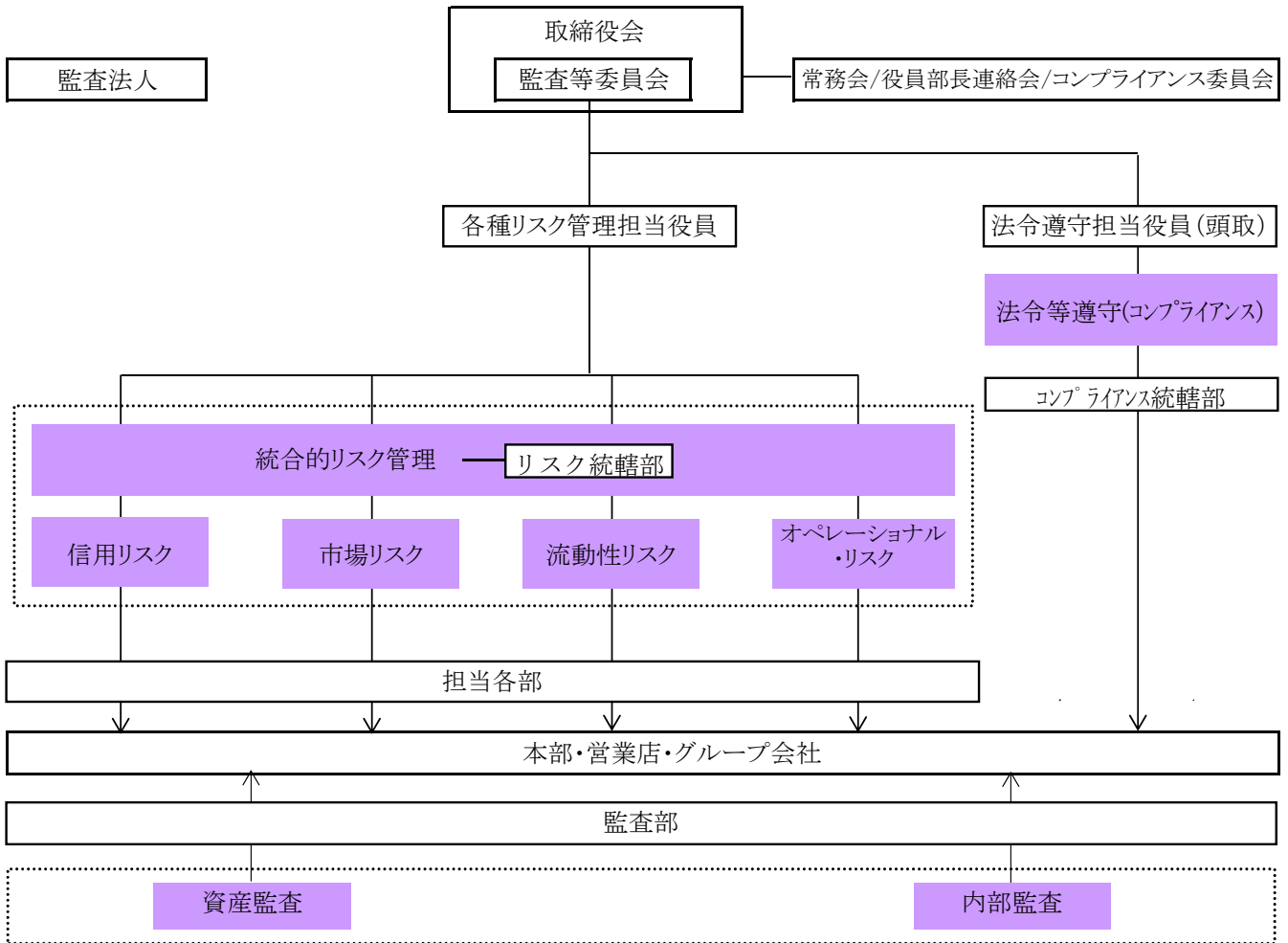
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料: 模式図】

会社の機関の概要



リスク管理体制



【適時開示体制の概要】

当行の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 情報開示（ディスクロージャー）に係る基本姿勢

当行は、銀行法、金融商品取引法、会社法および証券取引所の定める適時開示規則等にしがって、ディスクロージャーを行っております。

特に、銀行法に基づくディスクロージャー誌、金融商品取引法に基づく有価証券報告書は、株主・投資家、お取引先の皆さまに当行の業務および財産の状況を開示する、重要な法定開示書類と認識しております。

また、これらを補完する重要な会社情報の「適時開示」についても、最新の会社情報を迅速・正確かつ公平に提供するため、証券取引所の適時開示規則にしがって適切に実施しております。

このほか当行では、株主・投資家の皆さまに適時・適切な情報をご提供するために、会社説明会の開催や各種財務データの自主的な開示にも積極的に取り組んでおります。

なお、上記の基本姿勢は、「ディスクロージャーに関する考え方」として当行ホームページにも掲載しております。

2. 適時開示に係る社内体制

当行の適時開示に係る担当部署は総合企画部（情報取扱責任者：総合企画部長）であり、頭取および業務担当役員の指示・監督の下、情報開示（ディスクロージャー）業務を行っております。

情報開示につき必要な事項を定めた「情報開示規定」により、本部・営業店・子会社等からの各種情報等は、総合企画部において一元管理される体制となっており、開示は頭取の決裁を得て行っております。（ただし、取締役会が決定した事実、報告を受けた事実にかかる開示の決定は総合企画部長が行っております。）

また、総合企画部は、開示した情報（非開示とした情報も含みます）の内容等について、定期的に取り締役会等に報告を行っております。

なお、情報開示を含む内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部署である監査部が、原則年1回以上、法令等遵守（コンプライアンス）の状況を含めた内部監査を実施しており、さらに、監査等委員会が経営全般の見地から業務監査を実施しております。

当行の社内体制を図示いたしますと下図のとおりとなります。

社内体制については、必要に応じ随時見直しを行い、より一層の適時・適切な情報開示に向けて、充実・強化に努めてまいります。

以 上

